

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(復興庁26-①)

施策名	復興特区制度に係る施策の推進				担当部局名	復興特区班			作成責任者名 (※記入は任意)	参事官 小善 真司		
施策の概要	被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業の実施者が、予め国が指定した金融機関(以下「指定金融機関」という。)から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に対し支給する。				政策体系上の位置付け	復興施策の推進						
達成すべき目標	復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給することにより、復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資することを目標とする。				目標設定の考え方・根拠	東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第44条 復興特別区域基本方針(平成26年5月13日閣議決定(改定))			政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	25年度	目標年度	26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
復興特区支援利子補給金の支援対象となる新規融資による雇用効果	6,817人	25年度	8,073人	26年度	-	-	-	-	-	-	-	・復興特区支援利子補給金の支給の目的は、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給し、事業者の負担軽減を図ることにより雇用の創出を行うことであり、かつ、定量的なものであるため、測定指標としたものである。 ・平成25年度の融資予定額586億円及び雇用見込6,817人より雇用効果1人・1年当たりのコスト60,173円を算出し、平成26年度の融資見込額694億円から目標値を8,073人と設定したものである。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 復興特区支援利子補給金 (平成23年度)	2.8億円 (0億円)	11.2億円 (0.07億円)	11.19億円	12.5億円	1	・被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業の実施者が、予め国が指定した金融機関(以下「指定金融機関」という。)から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に対し支給する。 (融資後5年間、利子補給率0.7%以内) ・復興特区利子補給金の支援対象となる融資の額:694億円(復興特区支援利子補給金の支援対象となる新規融資による雇用効果:8,073人)					001	
施策の予算額・執行額	2.8億円 (0億円)	11.2億円 (0.07億円)	11.19億円	12.5億円	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					